

令和8年度しまね脱炭素加速化事業

再エネ

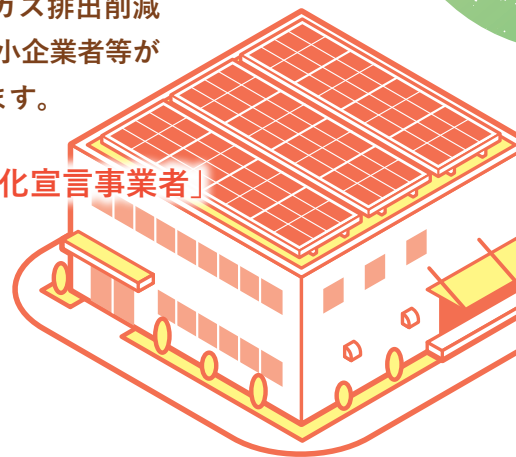
設備導入補助金

2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、県内の経済と雇用の中心となる中小企業者等が太陽光発電設備等の導入を実施する場合の経費の一部を補助します。

補助
対象者

島根県内に主たる事業所を有する「しまねストップ温暖化宣言事業者」であって、以下の①～③のいずれかに該当する者。

- ① 中小企業者等（みなし大企業を除く。詳細は交付要領を確認）
- ② オンサイトPPAにより①に設備提供するPPA事業者
- ③ リース契約により①に設備提供するリース事業者



[補 助 対 象 事 業]

| 事業区分 | 補助対象経費 | 補助金の額 | 補助限度額 |
|---------|-----------------|--|-------|
| 太陽光発電設備 | 設備の購入及び工事に要する経費 | 補助対象経費と太陽電池出力※1 1kW当たり5万円を乗じて得た額のいずれか低い額。ただし、最大40kWまでとする。 | 200万円 |
| 蓄電池 | 設備の購入及び工事に要する経費 | 蓄電池の価格※2の1/3（ただし、下記の単価※3を上限とする）に蓄電容量※4（ただし、最大30kWhまでとする）を乗じて得た額。 | 159万円 |

※1 太陽電池出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値とする。

※2 蓄電池の価格（万円/kWh）は、補助対象経費（万円）を蓄電容量（kWh）で除した値とする。

※3 家庭用蓄電池の場合は4.7万円/kWh、業務用蓄電池の場合は5.3万円/kWhとする。

※4 蓄電容量は、kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた値とする。

[公 募 受 付 締 切]

第1回 令和8年6月12日（金） 17時必着 第2回 令和8年7月10日（金） 17時必着

※第1回公募で予算が上限に達した場合は、第2回以降の公募は行いません。

申請等にあたっては、しまね脱炭素加速化事業再エネ設備導入補助金交付要領に規定する様式を使用してください。要領、様式、その他詳細については、ホームページをご確認ください。
https://www.crosstalk.or.jp/r8renewable_energy.html



補助要件

(一部抜粋)

- 1 本補助金の他に、法律または予算制度に基づき国の負担または補助を得て実施するものではないこと。
- 2 未使用の太陽光発電設備を県内の事業所(需要地内に設置するものに限る。)に導入すること。
- 3 5 kW以上の太陽光発電システムであること。
- 4 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること。ただし、自家消費する電力量を含めて50%以上を島根県内の需要家が消費する場合は、発電した電力の30%以上を、自家消費すること。
- 5 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。
- 6 電気事業法に定める接続供給(自己託送)を行わないこと。
- 7 法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 8 蓄電池は、本補助事業によって設置する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- 9 蓄電池は、太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とする。(停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと。)

※当補助金は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)を財源としています。補助対象が重複する国(国から委託等を受けた執行団体が実施する補助事業を含む)の補助金や国費が財源となっている市町村の補助金を併用することはできません。

上記以外にも要件があります。
詳細につきましては、ウェブサイトに
掲載してある交付要領等にてご確認ください。